

〈論 説〉

人格権としての浄水享受権について

— 廃棄物処理施設をめぐる差止裁判を契機として —

宮 崎 淳

目 次

1. はじめに
2. 裁判例における人格権としての浄水享受権の生成
3. 身体権としての浄水享受権と平穏生活権としての浄水享受権
 - (1) 差止請求の法的根拠
 - (2) 身体権と平穏生活権の関係性
 - (3) 身体権としての浄水享受権と平穏生活権としての浄水享受権
4. むすび

1. はじめに

1990年代から、廃棄物処理施設の建設または操業をめぐる、周辺住民等による生活環境の保全を求める紛争が多発し、そのいくつかは訴訟にまで発展している。廃棄物処理施設が建設、操業されると、廃棄物の処理に伴う有害物質の排出により水や大気が汚染され、近隣住民の生活環境が損なわれ、健康被害が生じるおそれがある。それゆえ、周辺住民等は、当該施設の建設または操業の差止めの仮処分を申立てたり、本案訴訟として差止めを請求するのである。

とくに、産業廃棄物の最終処分場に関する訴訟では、有害物質等を含む水がそこから浸出または排出され、周辺の井戸水や水源である河川の水を汚染する危険性が主張されることが多い。飲料水や生活用水の水源が汚染されると、人の生命や健康を侵害するばかりか、一旦、汚染されると、それを除去することが困難であるという深刻な事態を招くことになるから、裁判所は、このような水質汚濁による健康被害の高度の蓋然性が認められる場合には、その建設または操業の差止めを容認するのである。

廃棄物処理施設の建設または操業の差止めを認める法的根拠としては、物権的請求権に基づく説、人格権を論拠とする説、不法行為を理由とする説等があるが、近時の裁判例では、人格権を根拠とするものが主流となっている。なかでも、差止請求権の根拠として人格権を挙げるだけではなく、その一環としての具体的権利に論及する裁判例が見受けられる。すなわち、人格権の一種として、「質量ともに生存・健康を損なうことのない水を確保する権利」および「適切な質量の生活用水、一般通常人の感覚に照らして飲用・生活用に供するのを適当とする水を確保する権利」について言及し、このような適切な質量の水を確保する権利を「浄水享受権」と称して、差止請求の法的根拠として判示する裁判例が出現しているのである。

人格権とは、人が生存し、生活するうえでの様々な人格的利益の帰属を内容とする権利を包括的にあらわしているのであるから、このような性質を有する人格権について、その具体的内容を明確にすることが法的安定性を確保する意味において不可欠である。本稿の目的は、裁判例が判示してきた浄水享受権の性質を解明することにより、差止請求の法的根拠としての人格権の具体的内容について考察し、その安定した保護のための一助とすることである。²⁾

2. 裁判例における人格権としての浄水享受権の生成

裁判例において、初めて人格権の一種としての「浄水享受権」という言葉が用いられたのは、福島地裁いわき支部平成13年8月10日判決である。³⁾しかし、当該判決で浄水享受権と称された権利の具体的内容は、仙台地裁平成4年2月28日決定において既に判示されていた。本章では、まず平成4年の仙台地裁決定において判示された浄水享受権の内容について検討した後で、その内容が裁判所によってどのように継受されていったかを観察する。

①仙台地裁平成4年2月28日決定（判例時報1429号109頁、判例タイムズ789号107頁）

仙台地裁平成4年2月28日決定は、産業廃棄物処分場の使用操業差止めを認容した裁判例である。すなわち、債務者が産業廃棄物の安定型最終処分場を設

置し、使用操業を予定していたところ、本件処分場の周辺に居住する債権者らが、水質汚濁、地盤崩壊、交通事故発生等の差し迫った危険性が存在すると主張して、生活環境権、人格権、物権的請求権および不法行為に基づく差止請求権を被保全権利として本件処分場について使用操業差止めの仮処分を申請した事案である。本決定は、飲用水・生活用水として使用されている井戸水・沢水が本件処分場の操業により汚濁され、人格権が侵害される高度の蓋然性が認められ、かつ保全の必要性も容認されると判断して、本件処分場の使用操業の禁止を命じたのである。

当決定は、「人格は人の生活の全ての面で法律上の保護を受けるべきであるから、民法七一〇条に明示されている人格権としての身体権・自由権・名誉権は人格権の内容の例示と理解するのが相当であって、それぞれの生活の場面に依拠してそれに相応する権利（例えば、精神的苦痛や睡眠妨害を味わわない平穩生活権等）が、右民法の規定を実定法上の根拠として、人格権の一種として認められるものと解される」と判示して、各人の生活の場面に沿った人格権に相応する具体的権利が人格権の一種として認められることに論及する。そして、「人格権を侵害された者が、民法七〇九条、七一〇条、七二二条により損害賠償請求をなすことができるのはもとより、物権の場合と同様に、排他性の現れとして、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解する」と述べ、差止請求の根拠として人格権を挙げている。

かかる一般的理論を展開した後に、本件における人格権の具体的内容について次のように考察する。すなわち、

「人は、生存していくのに飲用水の確保が不可欠であり、かつ、確保した水が健康を損なうようなものであれば、これも生命或いは身体の完全を害するから、人格権としての身体権の一環として、質量共に生存・健康を損なうことのない水を確保する権利があると解される。また、洗濯・風呂その他多くの場面で必要とされる生活用水に当てるべき適切な質量の水を確保できない場合や、客観的には飲用・生活用水に適した質である水を確保できたとしても、それが一般通常人の感覚に照らして飲用・生活用に供するのを適当としない場合には、不快感等の精神的苦痛を味わうだけではな

く、平穏な生活をも営むことかできなくなるというべきである。したがって、人格権の一種としての平穏生活権の一環として、適切な質量の生活用水、一般通常人の感覚に照らして飲用・生活用に供するのを適当とする水を確保する権利があると解される。そして、これらの権利が将来侵害されるべき事態におかれた者、すなわちそのような侵害が生ずる高度の蓋然性のある事態におかれた者は、侵害行為に及ぶ相手方に対して、将来生ずべき侵害行為を予防するため事前に侵害行為の差止めを請求する権利を有するものと解される。」

ここでは、「人格権としての身体権の一環として、質量共に生存・健康を損なうことのない水を確保する権利」および「人格権の一種としての平穏生活権の一環として、適切な質量の生活用水、一般通常人の感覚に照らして飲用・生活用に供するのを適当とする水を確保する権利」について論及している。つまり、健康に支障をきたさない、身体権の一環としての適切な質量の水を確保する権利と、一般通常人の感覚に照らして飲用・生活用に供するのを適当とする、平穏生活権の一環としての適切な質量の水を確保する権利の2種類の具体的権利について言及しているのである。当該決定は、人格権の視点から適切な質量の水を確保する権利について考究し、身体権の一環としての水を確保する権利と生活平穏権の一環としてのそれとを説示した点に意義がある。とくに、飲料水確保の権利を身体権に関わるものとして、生活用水確保の権利を平穏生活権に関わるものとして位置づけ、水利用の用途別に保護法益を考察し権利構成した点に特徴を見出すことができるのである。⁵⁾

②熊本地裁平成7年10月31日決定（判例時報1569号101頁、判例タイムズ903号241頁）

平成4年仙台地裁決定の考え方を継受した裁判例として、熊本地裁平成7年10月31日決定がある。当決定は、債務者が産業廃棄物の安定型最終処分場の設置、使用、操業を計画していたところ、周辺住民である債権者らが、水質汚染、大気汚染による健康被害等の差し迫った危険を理由に、生命、健康を維持し、快適な生活を営む権利（人格権）に基づく差止請求権を被保全権利として本件処分場の建設、使用、操業の差止めの仮処分命令を申立てた事案である。熊本

地裁は、本件処分場からの有害物質の漏出により地下水汚染が惹起され、飲用・生活用水を確保する権利が侵害されるおそれがあるとして被保全権利を認めたが、債権者らに将来生ずべき侵害を予防しつつ、最終処分場建設の必要性を満たすために、当処分場については埋立て予定地内に保有水および雨水等の埋立地からの浸出を防止することができる遮水工を設けることを条件として、本件処分場の建設、操業を認めるのが相当であると判断して、条件付きで処分場の建設、使用、操業の差止めを命じたのである。

当決定の理論的根拠は、適切な質量の水を確保する権利について、人格権としての身体権および平穩生活権の一環として位置づけ、それが侵害された場合には差止請求ができる⁶⁾と判断しているところにあるから、平成4年仙台地裁決定の強い影響を受けていると思われる。本決定は、平成4年決定を踏襲しつつも、地下水汚染とそれに関連する汚染の蓋然性について総合的に考察したところに特色がある。当該決定は、地下水汚染の高度の蓋然性を認め、人格権に基づく差止請求権を被保全権利とする本件処分場建設禁止等の仮処分の申立てを容認したのであるが、一方で土壤汚染の危険性を理由とした土地所有権に基づく差止請求権および灌漑用水の汚染の危険性を理由とした水利権に基づく差止請求権についても論及している。地下水汚染の高い蓋然性が肯定されれば、それと関連のある土壤汚染や灌漑用水の汚染の蓋然性についても容認される可能性もあろうが、ここでは、地下水汚染以外の蓋然性は認められなかった。すなわち、土壤汚染に関しては処分場の有害物質によって土壤が汚染される危険性があるとしても、直ちに右土地の財産的価値が低下するとは認められないとして土地所有権に基づく差止請求権を否認し、灌漑用水の汚染に関しては生活用水として日常的に直接飲用するの⁷⁾と異なり、摂取する経路が間接的である上に、その量もごくわずかであるから、その危険性も小さく、一般通常人の感覚からみてもその嫌悪感には顕著な差異があるとして、水利権に基づく差止請求権をも否定したのである⁸⁾。差止請求の成否について、土壤汚染の場合は土地の財産的価値という基準によって、灌漑用水の汚染の場合には水利権の財産的価値ではなく、人格的利益という基準によって判断していると考えられ、判断基準において財貨秩序と人格秩序の混同がみられる。このことは、侵害行為が人格権侵害に至っているとみるか、それとも財産権侵害にとどまっていると捉えるか

が、差止請求の成否の規定的意味をもつことを明示している。水質汚濁を水利権（物権）の侵害と解するか、人格権の侵害と解するかという判断は、水利用の目的との関連性を意識しつつ、被侵害利益の種類・性質および被害の程度を重視して決められるといえよう¹⁰⁾。

③福岡地裁田川支部平成10年3月28日決定（判例時報1662号131頁、判例タイムズ1003号296頁）

福岡地裁田川支部平成10年3月28日決定もまた、平成4年仙台地裁決定と平成7年熊本地裁決定の理論構成に追従する。本件は、債務者が県知事の許可を得て産業廃棄物の安定型最終処分場を建設して使用、操業する計画を立てたところ、本件処分場予定地の周辺住民である債権者らが本件処分場の建設等により有害物質が流出し、飲料水が汚染されるおそれがある等の理由により、人格権、水利権、土地所有権に基づき、本件処分場の建設、使用および操業の差止めを求めて仮処分を申立てた事案である。福岡地裁田川支部は、本件処分場の有害物質を含んだ浸出水が流出したり地下に浸透することによって、付近の井戸および浄水場の水源を汚染する高度の蓋然性が認められること等を理由に、人格権に基づく差止請求権について被保全権利の存在が認められるとしたうえで、いったん本件処分場の操業により侵害が生じたときは債務者にその原状回復の技術や資力はなく、この汚染を除去することは極めて困難であるため、人格権を被保全権利とする保全の必要性が存するとし、本件処分場の建設、使用および操業禁止の仮処分の申立てを認容したのである¹¹⁾。

本決定は、人格権の具体的内容に言及し、「人格権としての身体権の一環として、質量共に生存・健康を損なうことのない水を確保する権利」および「人格権の一種としての平穩生活権の一環として、適切な質量の生活用水、一般通常人の感覚に照らして飲用・生活用に供するのを適当とする水を確保する権利」について判示している点において、平成4年仙台地裁決定および平成7年熊本地裁決定と異なるところはなく、両決定の延長線上に位置づけられる。

④水戸地裁平成11年3月15日決定（判例時報1686号86頁、判例タイムズ1053号274頁）

平成7年熊本地裁決定と同じ立場から、差止めの仮処分申立てについて水利用の用途に応じて判断を下したものとして水戸地裁平成11年3月15日決定がある。当該決定は、水道水の水源を汚染する場合と農業用水の水源を汚染する場合とを区別して考察した。本件は、債務者が産業廃棄物の安定型最終処分場の設置、使用、操業を予定していたところ、その建設予定地の周辺住民である債権者らが、本件処分場から排出される有害物質によって汚染された地下水および地表水によって債権者らが使用している水道水、井戸水、農業用水が汚染されるおそれがあるとして、人格権、水利権に基づいて、処分場の建設、使用、操業の差止めを求める仮処分を申立てた事案である。水戸地裁は、債権者らのうち本件処分場から流出する水によって汚染される可能性のある河川から取水される水道水の利用者については、本件申立てを認容する一方で、農業用水の利用者については、農業用水は水道水のように直接汚染水そのものが人体に影響を及ぼすものではない等の理由で、保全の必要性がないと判断して、申立てを却下¹²⁾した。

当決定は、被保全権利である人格権の内容について、次のように論及する。すなわち、

「人格権の一内容として、社会一般の感覚に照らして、生命・健康に危険のない質の飲料水、生活用水を確保することが含まれるといえる。そして、右内容の人格権は、その性質からみて、法的に最大限の保護に値するものであり、他人の行為により侵害される可能性がある場合には、その行為を事前に差し止めることが認められるものと解する。」

さらに、水戸地裁は、被保全権利の保全の必要性について次のように判示し、水道水の汚染の場合と農業用水の汚染の場合の判断を別異に考える。すなわち、

「本件処分場から流出する水によって汚染される可能性のある河川から取水される水道水を使っている債権者らについてはその危険が顕在化した場合は、その結果は重大であり、回復が困難または不可能であることを勘案すると保全の必要性はあるものと思料される。（中略）しかし、田野川の水を農業用水として利用していることを根拠として権利を主張している債権

者らについては、農業用水は、水道水のように直接汚染そのものが人体に影響を及ぼすものではなく、その水によって生育した農産物に影響することによって間接的に影響するわけであり、万一被害が発生した場合には、その発見及び回復も飲用水ほど困難とは思料されないので、事前差止めまでを求める保全の必要性はないものと判断される。」

水道水の水源が汚染される場合と農業用水の水源が汚染される場合では、前者は直接的に健康被害が生じる蓋然性が高いが、後者の被害はあくまでも直接には農産物に被害が生じる財産的損害にすぎない。したがって、両者には被侵害利益の種類・性質に差異があるため、水道水利用者と農業水利用者の差止めの成否に相違が生じたと理解できる。その一方で、侵害行為について水質汚濁という同類型の侵害であったとしても、水利用がいかなる用途でなされていたかという水利用の目的の視点から両者を区別し、飲用水の水源汚染と農業用水のそれについて要保護性の差異が生じた¹³⁾と捉えることもできよう。

前掲の一連の諸決定の存在にもかかわらず、当決定は、人格権の内容として身体権の一環としての「生命・健康に危険のない質の飲料水・生活用水を確保する」権利のみを論じ、平穩生活権の一環としての適切な質量の水を確保する権利には言及していない。これは、身体権としての浄水享受権の侵害を認めれば、平穩生活権としてのそれに論及する必要はないと考えたためであろう。なぜなら、平穩生活権は、身体権の侵害に至らなかった場合の精神的平穩を確保する権利であるので、身体権としての浄水享受権の侵害が認められなかったときに初めて検討の対象となる性質を有するからである。

⑤鹿児島地裁平成12年3月31日決定（判例タイムズ1044号252頁）

人格権としての適切な質量の水を確保する権利について判示する際に、身体権の一環としての適切な水を確保する権利のみを論じたものとして鹿児島地裁平成12年3月31日決定がある。本件は、債務者が産業廃棄物の管理型最終処分場の建設を計画したところ、建設予定地周辺に居住する債権者らが、本件処分場の遮水工が破損するおそれがあること等を主張し、処分場が建設、操業されると有害物質を含んだ浸出水や放流水が流出して地下水に混入し、債権者らが飲用ないし生活用水として使用している井戸水が汚染されるおそれがあるとし

て、人格権に基づきその建設の差止めの仮処分を申立てた事案である。鹿児島地裁は、遮水工が将来的に破損する可能性を否定できないこと、遮水工から漏水した有害物質を含んだ浸出水が地下水や井戸水に混入する可能性が高いこと等の理由により、債権者らのうち井戸水を飲用水・生活用水として利用する者については、飲用水・生活用水を確保および使用する権利が侵害される可能性を認め、当該権利が生存に関わる重要な権利であることに鑑みこの権利侵害は受忍限度を超えるものと判断して、工事差止めの仮処分を認容したのである。

当決定は、被保全権利について「債権者らは、人格権として生存及び健康を維持するのに十分な飲用水及び生活用水を確保及び使用する権利を有している。」と論述した後で、次のように判示する。すなわち、

「〔井戸水を飲用水、生活用水として利用している〕債権者らの被保全権利は、生存に関わる重要な権利であるところ、債権者らは、右有害物が混入した井戸水を飲用水、生活用水として継続的に長期間摂取することになるおそれがあり、有害物の摂取が微量であったとしても、永続的に継続して人体に対する影響を与えるおそれがあるので、債務者の事業者としての性格は措くとしても、本件処分場の建設及び操業による右債権者らの飲用水、生活用水の汚染による人格権の侵害は、受忍限度を超えるものというべきであるから、右債権者らの人格権に基づく妨害排除請求権としての被保全権利が認められる。」

本件において、人格権侵害として考慮されている具体的内容は、「人体に対する影響」、つまり健康被害であり、身体権の一環としての水を確保する権利についてのみ検討していることがわかる。これは、前掲水戸地裁決定と同様に、身体権としての浄水享受権の侵害を認めれば、平穏生活権としてのそれを問題とする必要はないと考えているからであろう。

⑥福島地裁いわき支部平成13年8月10日判決（判例タイムズ1129号180頁）

福島地裁いわき支部平成13年8月10日判決は、結論として操業中の廃棄物処理場の操業差止めを認容しなかった事案であるが、今まで論じられてきた適切な質量の水を確保する権利について、裁判所が「浄水享受権」という用語を使って初めて判示したケースであるため、ここで取り上げる。

本件は、被告が一般廃棄物最終処分場を設置して操業していたところ、本件処分場の周辺に居住する原告らが、廃棄物に含まれる有害物質が流出して飲料水等として利用する河川や地下水を汚染することにより健康を損なうおそれがあると主張して、人格権としての浄水享受権に基づき本件処分場の操業差止めおよび廃棄物等の撤去ならびに不法行為に基づく損害賠償請求の請求をした事案である。本判決は、当処分場の操業が原告らの浄水享受権を侵害するものではないと判断し、操業差止めおよび廃棄物等の撤去を求める原状回復請求は理由がないとするとともに、不法行為を構成しないため不法行為に基づく損害賠償請求も理由がないとして、原告の請求をいずれも棄却した。

本判決は、人格権の具体的内容に関して論及し、次のように「身体権としての浄水享受権」および「平穩生活権としての浄水享受権」の概念について説示する。すなわち、

「人は、生存していくのに飲用水の確保が不可欠であり、かつ、確保した水が健康を損なうようなものであれば、これも生命あるいは身体の完全を害するから、人格権としての身体権の一環として、質量とも生存・健康を損なうことのない水を確保する権利があると解される（以下、これを『身体権としての浄水享受権』という。）。また、洗濯・風呂その他多くの場面で必要とされる生活用水に当てるべき適切な質量の水を確保できない場合や、生存・健康を損なうおそれが明確でないとしても、それが一般通常人の感覚に照らして飲用・生活用水に供するのを適当としない場合には、不快感等の精神的苦痛を味わうだけではなく、平穩な生活をも営むことができなくなるから、このような適切な質量の生活用水を確保する権利を受忍限度を超えて侵害される場合は、この侵害行為を排除できるというべきである。すなわち、人格権の一種としての平穩生活権の一環として、適切な質量の生活用水、一般通常人の感覚に照らして飲用・生活用水に供するのを適当とする水を、受忍限度を超えて奪われない権利があると解される（以下、これを『平穩生活権としての浄水享受権』といい、前記『身体権としての浄水享受権』と合わせて、単に、『浄水享受権』ともいう。）。そして、これらの権利が将来侵害されるべき事態におかれた者、すなわち、そのような侵害が生ずる高度の蓋然性のある事態におかれた者は、侵害行為に及

ぶ相手方に対して、将来生ずべき侵害行為を予防するため事前に侵害行為の差止めを請求する権利を有するものと解される。」

当該判決では、廃棄物処分場の操業差止めの請求が棄却されてはいるが、裁判所が人格権の具体的内容に論及し、適切な質量の水を確保する権利について「浄水享受権」という言葉をもちいて表現している。平成4年仙台地裁決定において説示された「適切な質量の水を確保する権利」が、人格権の具体的内容をあらわす権利として裁判において定着した証左であるといえよう¹⁴⁾。

3. 身体権としての浄水享受権と平穩生活権としての浄水享受権

(1) 差止請求の法的根拠

前章において、裁判例における2種の浄水享受権の生成について観察してきたが、本章では、これらの浄水享受権の性質について考察していくことにする。とくに、身体権としての浄水享受権と平穩生活権としての浄水享受権の関係性および両権利の位置づけについて解明することが重要であると考え。そこで、その解明の前提として、差止請求の法的根拠の問題について論じなければならない。

他人の行為によって健康被害や生活妨害が生じるおそれがある場合に、いかなる法的根拠に基づいて差止めが請求できるかについては、実定法上の規定がないため以前より議論されてきた¹⁵⁾。

差止請求権の法的根拠の問題は、3つの基本類型に大別することができる¹⁶⁾。第1に、排他的支配権である「権利」に差止請求権の根拠を求める権利的構成である。この見解は、権利の捉え方により、物権的請求権説¹⁷⁾、人格権説¹⁸⁾、環境権説¹⁹⁾に分けられる。権利的構成は、客観的に違法な権利侵害があれば直ちに差止請求権が発生すると考えるから、被侵害利益の性質、被害の程度、侵害行為の種類等を利益衡量する可能性は理論的には排除されることになる。第2に、民法709条の不法行為に差止請求権の根拠を求める不法行為説である。この説によれば、同条は損害賠償の請求とともに、事前に侵害行為を防止する差止めの請求も認めていると解することになる。不法行為説は、成立要件の解釈により、純粹不法行為説²⁰⁾、新受忍限度論的不法行為説²¹⁾等に分説される。不法行為の成立

要件を厳格に解すると、差止請求にも損害の発生および故意・過失が要求されることになるが、損害がいまだ発生していない段階で不法行為の理論を適用することの当否が問題となる。第3に、違法な侵害またはそのおそれがあることを差止請求の法的構成の基軸とする違法侵害説である。この学説は、法的保護に値する権利または利益が違法に侵害され、予防的救済が必要とされる場合に、違法な侵害からの法益保護の必要性そのものを直接的な根拠として差止請求権を認めようとする考え方である²²⁾。権利的構成にこだわらず差止めによって保護されるべき法的利益について広く差止めの可能性を肯定する点において不法行為説と共通項が見出せるが、帰責事由を要求するわけではないから、不法行為説の枠外に位置づけられる²³⁾。

さらに、権利的構成だけでは抜け落ちる保護法益について受け皿となる法的構成が必要となるとの観点から、権利的構成と他の学説とを並存させて二元的な構成を採る立場も有力である。たとえば、絶対権侵害と解される場合は当然に差止めを認めるが、絶対権以外の利益の侵害または質的には絶対権侵害であるが、ある程度の量的侵害がないと違法と認めることができない場合には、侵害行為の態様（悪性）を考慮して違法として差止めを肯認すると解する見解である²⁴⁾。二元的構成説は、生命、身体、健康などの絶対権が侵害された場合には直ちに差止請求を認めるが、日照妨害などの絶対権侵害に至らないような生活妨害の場合には侵害行為の種類、性質等の事情をも総合的に考慮して差止めの可否を判断するという、権利的構成を基軸として他の構成がそれを補完する二元的な構成を採っていると理解できる²⁵⁾のである。

近時、このような差止請求権の法的根拠に関する従来の議論とはまったく異なった視点からアプローチする学説が出現した。それは、「秩序」違反に対するサンクションとしての差止めの可能性を示唆する見解である。この説は、生活利益秩序における差止めについては厳密な意味においての「権利」を語ることができない以上、「権利侵害」というよりも「秩序」違反に対するサンクションとしての差止めを認めるべきであるとする²⁶⁾。当学説は、広中俊雄教授が説かれた市民社会の法秩序論に依拠して展開されているため、まず、広中理論を説明しなければならない。

広中理論は、不法行為法における保護法益の類型論の考察を出発点に据え、

財産に関する法秩序と人（人格）に関する法秩序を体系的に整序することによって、人格権の確立を踏まえた民法の体系論を展開している²⁷⁾。この法秩序論においては、市民社会における基本秩序として「財貨秩序」（「財貨帰属秩序」および「財貨移転秩序」）とともに「人格秩序」が析出される。「人格秩序」とは、「個々の人間がすべて人格的利益の帰属主体として扱われる仕組み²⁸⁾」をいい、この秩序の周辺には外郭秩序たる性格をもつ「生活利益秩序」が存し、ここでは「環境からの生活利益の享受²⁹⁾」が問題となるのであり、「人格秩序」におけるような帰属が問題となるのではない³⁰⁾。中核秩序たる「人格秩序」と外郭秩序の性質をもつ「生活利益秩序」の主な相違点は、「人格秩序」においては、人格的利益の帰属の侵害が直ちに「秩序」違反＝違法と評価されるのに対して、「生活利益秩序」においては、他人の享受してきた環境を悪化させる行為は、ある程度を超えない限りその他人において受忍することを期待され、その限度を超える場合にはじめて、他人の生活利益を「生活利益秩序」に反して不当に害するものと評価される、と論究するのである³¹⁾。

吉田克己教授は、いわゆる位置指定道路の通行が妨害された場合の妨害排除請求権について、私道の通行利益を生活利益秩序の次元に属するものと把握したうえで、「生活利益秩序に違反すると評価された行為の差止」として理解し、「秩序違反を直接の根拠とする差止という構成³²⁾」を提示する。さらに、国立マンション第Ⅰ審判決における景観利益の保護の法的構成について、景観利益の背後にあるのは、法源としての性格を付与された「景観保護を内容とする土地利用に関する地域的ルール」であると述べ、「完成したマンションの一部撤去も、不法行為の効果としてではなく、地域的ルール違反行為に対するサンクションとして違反是正措置が認められたもの」と解して、「『秩序』違反に対するサンクションとしての差止³³⁾」に論及する。つまり、生活利益の侵害に関する差止めについて、「秩序」違反に対するサンクションとして構成するのである³⁴⁾。しかし、生活利益の侵害をあえて「秩序」違反と解するためには、「秩序」の具体的内容を明確にしたうえで、「秩序」違反と構成する積極的な理由づけが必要であろう³⁵⁾。

ところで、判例においては、被侵害利益の種類と性質、侵害行為の態様等を比較衡量することにより侵害行為が受忍限度を超えると評価される場合には、物権的請求権の拡張形態としての人格権侵害を根拠として差止請求を認容する

ことが主流となっている。³⁶⁾要するに、判例は、利益衡量によって人格権の侵害にあたるか否かを判断し、差止めの成否を決めているのである。裁判例は、疾病に至らない不健康の状態、単なる精神的苦痛や不快感をも人格権に委ねて処理しているため、その外延部分において利益衡量による受忍限度的な判断をせざるをえないのである。³⁷⁾このような利益衡量に決定的な比重をおく判例の態度に対して、「歯止めのない利益衡量」を許し「裁判官の裁量に白紙委任する」ことになるとの批判³⁸⁾とともに、人格権を根拠として権利構成したことの意味を喪失させることになるとの論難³⁹⁾がなされている。

最近の判例において、絶対権としての身体権の要保護性を強調するものがある。すなわち、自動車の排気ガス等を原因とする大気汚染による沿道住民の健康被害を認定した平成12年尼崎訴訟判決は、次のように判示する。すなわち、

「身体権は絶対権に属する権利であるから、物権侵害に対応して物権的請求権が発生すると同様に、身体権を侵害する他人に対しては（当該他人の故意や過失を問題にするまでもなく）侵害の排除を求める趣旨の人格的請求権⁴⁰⁾が発生することになる。」

このように本判決は、絶対権としての身体権の保護を強調していることは確かであるが、身体権の侵害の場合と身体権の侵害には至らない場合とを区別して、両者の相違を明示しているわけではない。しかしながら、「身体権は絶対権に属する権利である」という表現について、利益衡量を排除する意味を含んでいると考えるならば、当判決の態度について権利的構成を軸とした二元的構成説への接近を見出すことも可能であろう。⁴¹⁾一方で、絶対権も他の権利との調整が必要であることを考慮すれば、利益衡量を排斥することには繋がらないが、少なくとも判例が身体権を基軸とした保護のあり方を考えている点では、二元的構成説との間において思考の次元が乖離しているものではないと考えられるのである。⁴²⁾

(2) 身体権と平穩生活権の関係性

身体権とは、身体的人格権⁴³⁾を指し、生命、身体、健康など人間の身体的属性に対する権利である。保護法益のなかで、最も要保護性が求められるのは、生命、身体、健康である。したがって、身体的人格権は、絶対的人格権⁴⁴⁾であり、

かかる権利が侵害された場合には、侵害者の故意または過失を要することなく、また、被害の程度や侵害行為の態様を問うこともなく、直ちに差止請求が認められると⁴⁵⁾考えられる。絶対的人格権を侵害された者が侵害行為を差止める必要性は、侵害者の故意・過失の有無や侵害行為の態様等によって変わるところはないからである。

平穩生活権とは、人が平穩で安全な生活を営む権利である。⁴⁶⁾差止請求の法的根拠たる人格権としての平穩生活権について、判例が初めて論及したのは、昭和62年横田基地騒音公害訴訟控訴審判決⁴⁷⁾においてである。⁴⁸⁾すなわち、

「人は、人格権の一種として、平穩安全な生活を営む権利（以下、仮に、平穩生活権又は単に生活権と呼ぶ）を有しているというべきであって、騒音、振動、排気ガスなどは、右の生活権に対する民法七〇九条所定の侵害であり、これによって生ずる生活妨害（この中には、不快感等の精神的苦痛、睡眠妨害及びその他の生活妨害が含まれる）は同条所定の損害というべきである（右の生活権は、身体権ないし自由権を広義に解すれば、それらに含まれているともいえるが、それらとは区別して右に述べたような意味で使うこととする。これは被害の態様からみると身体傷害にまでは至らない程度の右のような被害に対応する権利である。）」

本判決の説示によると、平穩生活権の侵害を健康被害にまでは至らない程度の精神的苦痛、睡眠妨害等の生活妨害と捉えていると考えられる。

学説においては、平穩生活権を生成中の精神的人格権であるとする見解がある。当説は、人格権について身体的人格権と精神的人格権とを区別して扱い、身体的人格権の侵害の場合には被害の程度や侵害行為の態様のいかに問わず差止請求ができるとし、身体的人格権には至らない精神的人格権の侵害の場合には受忍限度判断的な被害の程度と侵害行為の態様との相関衡量的総合判断によって差止請求の成否が決められると解する。⁴⁹⁾そして、平穩生活権の性格として、次の3点を挙げる。第1に、単なる不安感や危惧感ではなく、生命、身体に対する侵害の危険が、一般通常人を基準として深刻で具体的な危機感や不安感となって精神的平穩や平穩な生活を侵害している場合には、人格権の一種としての平穩生活権の侵害として差止請求権が生じる。第2に、平穩生活権は、生命、身体に対する侵害の危険から直接に引き起こされる危険感、不安感によつ

て精神的平穏や平穏な生活を侵害されない精神的人格権であるから、身体権に準じた重要性を有する。第3に、平穏生活権に基づく差止請求の可否の判断については、人格権に基づく差止請求権と同様の相関衡量的判断に従う。⁵⁰⁾この説によれば、平穏生活権とは、身体権の侵害にまでは至っていないが、生命、身体に対する侵害の危険が、深刻な具体的危機感や不安感となって精神的平穏や平穏な生活を侵害している場合の精神的人格権であると解することになる。つまり、身体権に直結した精神的人格権であるというのである。⁵¹⁾

また、平穏生活権の侵害について、「周辺住民の生命・身体に対する侵害の危険、精神的平穏に対する侵害が問題とされている点で、被侵害利益の点では絶対権・絶対的利益侵害と同質である。」⁵²⁾と論及し、単なる精神的人格権とは異なった強い保護が求められるとする学説も存在する。⁵³⁾

このように論じられる平穏生活権について、身体権との関係をどのように理解すればよいのであろうか。両者の関係性は、平穏生活権の性質の解明に本質的な要素を提供してくれるであろう。両権利の関係性については、2つの対置する立場が考えられる。

まず、平穏生活権を身体権と同次元の絶対権として捉え、人格秩序に属すると解する考え方が成り立つ。すなわち、平穏生活権は単なる精神的人格権ではなく、身体権に直結した精神的人格権であるという身体権との直結性の特徴を前面に出すことにより、または被侵害利益の観点を重視することにより、平穏生活権も身体権と同次元の絶対権であるとして、平穏生活権の要保護性を強調する見解である。しかし、このように平穏生活権について身体権との直結性に比重をおいた理解をすると、平穏生活権の概念を限定することになるであろう。なぜなら、平穏生活権とは、プライバシーや平穏な家庭生活の侵害等、身体権に直結しない生活妨害も含む精神的平穏を享受する権利であると解するのが一般的であるからである。⁵⁴⁾さらに、平穏生活権を根拠として差止めを求める裁判では、地域性等を加味した利益衡量によって受忍限度を判断することが妥当であるので、ここでは絶対権が利益衡量を排除する意味で使われていないことになる。⁵⁵⁾

つぎに、平穏生活権を身体的人格権（絶対権）の外延部分に位置づけられる生活利益の享受に関する保護法益であると捉え、生活利益秩序に属すると解す

る立場が考えられる。身体権は絶対権であるから、その侵害は直ちに差止めが認められる一方で、平穩生活権は身体権ほど要保護性が求められる法益ではないから、受忍限度を超えた侵害行為のみに差止めを肯認すると解するのである。この見解によれば、平穩生活権が身体権に直結している場合におけるその特質は、あくまでも受忍限度の判断の際に被侵害利益の性質として考慮されることになる。生活妨害の差止請求の事案において、裁判所は被害の程度と侵害行為の態様等との相関衡量によって受忍限度を判断しているので、利益衡量を正面から認める点において判例と親和的な考え方であるといえよう。

(3) 身体権としての浄水享受権と平穩生活権としての浄水享受権

身体権としての浄水享受権は、「質量ともに生存・健康を損なうことのない水を確保する権利」であるから、かかる水を確保できない場合には人の健康はおろか生存についても保障できなくなるため、人格秩序に属し、この種の浄水享受権の侵害は直ちに侵害行為の差止めを認め、受忍限度的な利益衡量をする必要はない。⁵⁶⁾これに対し、平穩生活権としての浄水享受権は、「適切な質量の生活用水、一般通常人の感覚に照らして飲用・生活用に供するのを適当とする水を確保する権利」であるから、侵害行為が即座に健康被害をもたらすわけではなく生活利益の享受を問題としているため、生活利益秩序に属し、この種の侵害は受忍限度を超えたときに初めて差止めを容認することになると考えるべきであろう。⁵⁷⁾平穩生活権としての浄水享受権について、平成4年仙台地裁決定が判示した「飲用・生活用に供するのを適当とする水を確保する権利」を、平成13年福島地裁判決は「飲用・生活用に供するのを適当とする水を、受忍限度を超えて奪われない権利」という表現で言い換えている点を見逃してはならないのである。

水利用の保護については、その用途が規定的な意味を有する。水の利用が水質または水量において侵害された場合には、侵害された水利用の用途と被侵害利益の種類・性質とは密接な関係にあるからである。侵害された水利用の目的が達成できなくなったとき、その目的が飲用であれば人格権の侵害と解され、洗濯や庭の水遣り等の生活用水であれば生活利益の侵害（生活妨害）と捉えられる。また、灌漑用や工業用であれば、水利権という物権（財産権）の侵害と

して扱われることになるのである。同じ水利用の侵害でも、水利用の用途によって人格権侵害となり直ちに差止請求が認められたり、生活利益の侵害として利益衡量によって差止めの成否が判断されたりするのである。この意味において、水の利用はその用途に応じて保護の程度に差異があるから、水利用の要保護性はその目的によって段階的な構造を有するといえるのである⁵⁸⁾。裁判例が2種類の浄水享受権の類型を生成したことは、身体権と平穩生活権という人格権の一環としての具体的権利を用いて、このような水利用の保護の段階的構造を裏付けし、質量ともに適切な水を確保する権利の性質を明らかにした点において重要な意義を見出せるのである。

4. むすび

適切な質量の水を確保する権利を浄水享受権と称し、それには身体権および平穩生活権の性質を有する2つの類型があるとする考え方は、水が人の生存に必要不可欠な物質であり、かつ人が平穩で安全な生活を営むためにも必要な物質であるという水の特質を、人格権の一環としての具体的な権利のうえに反映させたものである。これら2種の浄水享受権は、同時に侵害されることはない関係にある。つまり、身体権としての浄水享受権の侵害が認められたときには、平穩生活権としての浄水享受権の侵害は問題とはならないのである。なぜなら、平穩生活権は、身体権の侵害に至らなかった場合の精神的平穩を確保する権利であるので、身体権としての浄水享受権の侵害が認められなかったときに初めて検討の対象となる性質を有するからである。したがって、身体権としての浄水享受権には論及しているが、平穩生活権としてのそれには触れていない平成11年水戸地裁決定および平成12年鹿児島地裁決定の態度は、このような2種の権利の関係性を暗示していると解せられるのである。

有害物質が飲料水や生活用水の水源に混入すると、水とともに有害物質が体内に摂取される危険性が考えられることから、清浄な飲料水等の確保は、社会生活上、最優先されるべきものである。それゆえ、水質汚濁による健康被害の高度の蓋然性が認められるならば、身体権としての浄水享受権の侵害と解して、直ちに侵害行為の差止請求を認容すべきと考えられる。一方、水質汚濁による

健康被害の危険性が、深刻で具体的な不安感や恐怖感となって精神的平穏や平穏な生活を侵害している場合には、精神的平穏を享受する法益の侵害と解し、その侵害行為が受忍限度を超えたときに差止請求が認められると理解すべきであろう。平穏生活権の概念を生成してきた裁判例の立場からは、受忍限度の判断によって精神的平穏を享受する法益に権利性が付与され、その権利を根拠として差止請求が認められると解することができよう。このように浄水享受権は、侵害行為が直ちに差止請求を認容する身体権と、侵害行為が受忍限度を超えたときに差止請求を認める平穏生活権の性質を併有する特徴をもっている⁵⁹⁾。かかる浄水享受権の特質は、裁判例が判示してきた人格権の具体的内容を解明したものと理解できるのである。

水の利用は、飲料用、生活用、灌漑用、工業用等の用途に応じて保護の程度に差異があるから、水利用の要保護性はその目的によって段階的な構造を有すると考えられる。裁判例が、浄水享受権の2類型を生成したことは、身体権と平穏生活権という人格権の一環としての具体的権利を用いて、このような水利用の保護の段階的構造を裏付けし、質量ともに適切な水を確保する権利の内容を明らかにしたものと評価できるのである。

注

- 1) 具体的な事案の解決にあたっては、差止めだけが問題になるのではなく、不法行為に基づく損害賠償の請求や和解の条件等、様々な角度からの検討が必要である。本稿においては、差止請求の法的根拠を何に求めるべきかという問題意識から差止めに焦点を絞って論を展開していきたい。なお、廃棄物処理施設の操業をめぐる損害賠償の裁判例についても視野に入れた論考として、橋高栄子「廃棄物の処理に関する民事裁判例の分析(1)(2・完)」立教大学大学院法学研究25号(2000年)37頁以下、26号(2001年)77頁以下がある。
- 2) 「民法の一部を改正する法律」(平成16年12月1日法律第147号)によって民法は現代語に改められた。その際、民法709条について、侵害されたものが厳密な意味で権利といえないようなものであっても、それが法律上保護される利益にあたれば不法行為が成立するとの解釈は判例・通説として確立したものであるという理由で、「法律上保護される利益」という文言が付加された。本改正によって「権利」と「法律上保護される利益」の2つの概念が併記されたことに積極的な意義を見出しうるか、という新たな問題が提起されたと解するならば、権利侵害と法益侵害の異同の問題を内在させつつ、生活利益の権利化という視点から本稿の趣旨を捉えることも有益であるように思われる。
- 3) その他にも「浄水享受権」について論及した判決として、大津地裁平成元年3月8日判決(判例タイムズ697号56頁)がある。しかし、当該判決は、人格権を根拠として差止請

求ができるとしながらも、浄水享受権は私法上の差止請求権の根拠とはなりえないと判示しているため、ここにいう浄水享受権は人格権の一種としての具体的権利ではないと解し、本稿では取り上げないこととした。当判決は、次のような理由によって浄水享受権を認めなかった。すなわち、①水源が汚濁しても、浄水処理により飲料水、生活用水として適格な水質となれば、人の健康には影響を及ぼさないから、水源の清浄さを権利内容とする必要性に乏しいこと、②河川の流水は私権の目的とならないと規定されている（河川法2条2項）ことからすれば、流水の属性である清浄さも私権の目的とはならないこと、③浄水享受権なる私権を認めた場合、水源の清浄さをめぐる多数の利害関係人の利害対立を調整する制度は民事訴訟とならざるを得ないが、民事訴訟はかかる利害対立の調整をするには不適當であること、④成文法上の根拠が薄弱であること、である。

- 4) 坂口洋一「判批」『環境法判例百選』別冊ジュリスト171号（2004年）140頁以下参照。
- 5) また、本決定は、住民の立証責任を軽減する理論を判示した点においても重要な意義をもつ。すなわち、「一般の住民が、専門業者を相手として、業者の営業に関して生じる健康被害・生活妨害を理由に、操業差止めを求めている事案においては、証明の公平な負担の見地から、住民が侵害発生の高度の蓋然性について一応の立証をした以上、業者がそれにもかかわらず侵害発生の高度の蓋然性のないことを立証すべきであり、それがない場合には、裁判所としては、侵害発生の高度の蓋然性の存在が認められるものとして扱うのが相当である。」と判示した。つまり、侵害発生の高度の蓋然性について住民が一応の立証をすれば、事業者の側でその蓋然性がないことを立証すべきであると論及し、住民の立証責任を軽減したのである。
- 6) 本決定のような条件付仮処分命令が認められるか否かについては、議論の余地がある。これについては、清水正憲「判批」私法判例リマークス14号（1997年）142頁以下が詳細である。
- 7) 「所有土地が本件処分場に搬入される有害物質によって汚染され、その財産的価値が低下する危険性があるとは認められない。よって、土地所有権に基づく差止請求権は認められない。」（判例タイムズ903号255頁）
- 8) 「有害物質は灌漑用水を通じて農作物に吸収され、さらに農作物を食することによって初めて体内に入るものであって、債権者らが生活用水として日常的に直接飲用するのと異なり、摂取する経路が間接的である上に、その量もごくわずかであるから、その危険性も小さく、一般通常人の感覚からみてもその嫌悪感には顕著な差異があるとみるのが相当であることを考慮すると、事前に差止めを求める権利を認めることはできないというべきである。」（判例タイムズ903号255頁）
- 9) 水利用の目的は被侵害利益の種類・性質と密接に関係している点に注目すべきである。
- 10) このことは、後述する水戸地裁平成11年3月15日決定（判例時報1686号86頁、判例タイムズ1053号274頁）に如実にあらわれている。
- 11) 坂本慶一「判批」判例タイムズ1036号（2000年）296頁以下参照。
- 12) 水戸地裁は、「農業用水として利用している債権者らについては、農業経営を侵害されないような安全な水質を確保することのできる権利を有すると考えられるところ、他人の行為によって、水質が害され、右権利が侵害される可能性が高く、その侵害の程度が深刻である場合には、その行為を事前に差し止めることも認められる」と判示しながらも、「農

- 業用水は、水道水のように直接汚染そのものが人体に影響を及ぼすものではなく、その水によって生育した農産物に影響することによって間接的に影響するわけであり、万一被害が発生した場合には、その発見及び回復も飲用水ほど困難とは思料されないので、事前差止めまでを求める保全の必要性はない」と判示して、差止めを否定したのである。確かに、農業用水は、飲用ではないため人体に対して直接に影響を及ぼすものではないが、有害物質が混入した農業用水を使用することによって汚染された農作物が生産される危険性がある。それゆえ、安全な農作物が生産できなくなる高度の蓋然性が認められる場合には、水利権の侵害として侵害行為の差止めを認容するのが妥当であろう。汚染された農業用水が原因で安全な農作物が生産できなくなれば、農業用水の目的が達成されないからである。
- 13) 公共性（社会的有用性）の観点からも両者の相違を見出すことができる。すなわち、水道水は住民一般の利益にかかわり公共性が高いが、農業用水は水利権者のみが利益を享受しうるのであるから公共性は問題とはならないのである。
 - 14) 本判決は、侵害発生の高度の蓋然性の証明に関して原告の証明責任の軽減を図っている点においても意義を有する。
 - 15) 差止請求権の理論的な発生根拠について考察した論稿として、根本尚徳「差止請求権の発生根拠に関する理論的考察 — 差止請求権の基礎理論序説（1）（2）」早稲田法学80巻2号（2005年）109頁以下、80巻4号（2005年）209頁以下が示唆的である。
 - 16) 3つの基本類型の析出は、従来の議論を「法的構成の理念型」として整序した藤岡康宏「不法行為と権利論 — 権利論の二元的構成に関する一考察 —」早稲田法学80巻3号（2005年）159頁以下に負うところが多い。
 - 17) 公害において問題となる排煙や臭気のような不可量物または騒音や振動のようなエネルギーの侵入についても所有権等の物権に対する侵害と解して、物権的請求権の一種としての差止請求権を認める考え方である（我妻栄『物権法（民法講義Ⅱ）』（岩波書店、1952年）176頁、末川博『物権法』（日本評論社、1956年）280頁等）。
 - 18) 公害等による生命、身体等への侵害は人格権への侵害であり、この排他的な権利としての人格権に基づいて差止請求しうるとする見解である（好美清光「不動産賃借権の侵害」『不動産法体系Ⅲ』（青林書院新社、1970年）580頁、沢井裕「差止請求と利益較量」法律時報43巻8号（1971年）10頁、石田喜久夫「人格権」判例時報797号（1976年）22頁等）。
 - 19) 良き環境を享受し、かつこれを支配しうる権利を環境権として構成し、環境が汚染された場合、環境権を根拠にして差止めを求めることができると解する説である（大阪弁護士会環境権研究会『環境権』（日本評論社、1973年）77頁以下、篠塚昭次「『環境権』否定判決への疑問」法律時報46巻5号（1974年）23頁、牛山積「大阪空港控訴審判決と人格権・環境権」法律時報48巻2号（1976年）48頁等）。
 - 20) 差止めの根拠を民法709条の不法行為の要件自体に求める見解である（浜田稔「不法行為の効果に関する一考察」私法15号（1956年）91頁以下、伊藤進「判批」判例時報715号（1973年）139頁、加藤雅信『新民法大系V 事務管理・不当利得・不法行為第2版』（有斐閣、2005年）297-298頁等）。
 - 21) 故意・過失と違法性の要件を一元化して受忍限度という判断枠組みを設定し、その受忍限度を超える侵害があった場合に差止めを認めようとする学説である（加藤一郎編『公害法の生成と展開』（岩波書店、1968年）405頁〔野村好弘〕、淡路剛久「公害における故意・

- 過失と違法性」ジュリスト458号(1970年)375頁等)。
- 22) 藤岡・前掲注(16)178頁参照。根本・前掲注(15)は、違法侵害説に立ち、その解釈論的基礎づけを試みる。
- 23) 藤岡・前掲注(16)178頁は、「違法侵害説は、不法行為法、物権的請求権それぞれの法発展を取り込み、その成果の統合を図るものであるが、独立に値するためには、統合を基礎づける理論が開拓される必要がある」と指摘する。
- 24) 沢井裕「公害の差止請求」ジュリスト増刊『民法の争点II』(1985年)211頁、同『テキストブック事務管理・不当利得・不法行為第3版』(有斐閣、2001年)124-126頁。
- 25) 四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為下巻』(青林書院、1985年)477-480頁、潮見佳男『不法行為法』(信山社、1999年)492頁、吉村良一『不法行為法第3版』(有斐閣、2005年)112-113頁等。さらに、侵害行為を積極的侵害と消極的侵害に区分して、この分類に対応した二元的構成を展開する学説がある。すなわち、積極的侵害については人格権の侵害と解し、権利侵害をもって直ちに差止めが認められるが、消極的侵害については人格的利益の侵害と解し、不法行為に基づいて利益衡量により差止請求の可否が判断されるという見解である(大塚直「生活妨害の差止に関する基礎的考察(8・完) — 物権的妨害排除請求と不法行為に基づく請求との交錯 —」法学協会雑誌107巻4号(1990年)517頁以下)。大塚説を評価する論稿として、田口文夫「公害・環境汚染に対する民事差止訴訟の動向と問題点」『環境法の諸相 — 有害産業廃棄物問題を手がかりに』(専修大学出版局、2003年)77頁等がある。
- 26) 吉田克己『現代市民社会と民法学』(日本評論社、1999年)273頁。
- 27) 市民社会の基本的諸秩序を提示した広中理論は、「財貨秩序」を中心とした従来の民法の体系的理解に対して、新しい視座を提供する理論として評価されている(大村敦志「民法と民法典を考える — 『思想としての民法』のために —」広中俊雄責任編集『民法研究1巻』(信山社、1996年)12-13頁参照)。
- 28) 広中俊雄『民法綱要第1巻総論上』(創文社、1989年)13頁。
- 29) 広中・前掲注(28)19頁。
- 30) 広中理論は、「社会的意識に結実しているものとしての、環境からの生活利益の享受の仕組みを、『生活利益秩序』と解しているから、法秩序の析出にあたって社会的意識が重視されていることに留意すべきである(広中・前掲注(28)15頁)。
- 31) 広中・前掲注(28)15、18-19頁。
- 32) 吉田克己「判批」民商法雑誌120巻6号(1999年)175頁。私道の通行妨害を生活妨害として捉え、生活利益秩序説を取り上げた論考として、拙稿「私道通行の保護と人格権 — 生活妨害における私道の通行妨害の位置づけ —」創価法学32巻1-2号(2002年)155頁以下がある。
- 33) 吉田克己「判批」判例タイムズ1120号(2003年)71頁。
- 34) 藤岡康宏教授は、この秩序違反説について、伝統的な理論では十分に対処できなかった損害賠償と差止めの関係を見直す契機を与え、たんに生活利益秩序や競争利益秩序において差止請求権を肯定するという目的にとどまりえない、広がりのある問題提起であると評価する(藤岡康宏『損害賠償法の構造』(成文堂、2002年)30-31頁)。
- 35) 拙稿・前掲注(32)174頁。また、藤岡康宏=須賀憲子「環境利益の救済法理について —

景観権確立に関する一考察」富井利安編『環境・公害法の理論と実践』（日本評論社、2004年）49頁も、なぜ「秩序」違反が差止めの法的構成として許容されるのかという根拠づけに問題が残ると指摘する。

- 36) 判例の展開において、重要な位置を占めるものは、航空機の夜間離発着の差止めを求めた大阪空港公害訴訟控訴審判決である。本判決において、人格権は人間の存在にとって最も基本的な事項であり、法律上絶対的に保障されるべきものであり、何人もみだりに侵害することは許されず、その侵害に対してはこれを排除する権能が認められなければならないと判示して、人格権に基づく妨害排除・妨害予防請求権を肯認したのである。この判決によって、人格権は裁判例の上で定着したと言われている。
- 37) 沢井裕『公害差止の法理』（日本評論社、1976年）15頁。
- 38) 大阪弁護士会環境権研究会・前掲注（19）105、140頁。そこで、裁判官に依拠すべき基準を提示し、法的安定性を確保するため、差止請求の法的構成を考察する必要が説かれ、前述した諸学説が登場してきたのである。
- 39) 判例において、権利侵害は差止認容の結論を正当化するための「枕詞」として用いられているにすぎないと評される所以である（大塚・前掲注（25）540頁）。
- 40) 神戸地判平成12年1月31日判例時報1726号74頁。
- 41) 二元的構成を判示する裁判例は、いくつか散見される。たとえば、神戸地判昭和61年7月17日判例タイムズ619号139頁以下は、身体に対する侵害の場合とそれ以外の侵害の場合とで人格的利益の権利性を別意に解し、前者の侵害に対しては直ちに差止めを認容する一方で、後者の侵害に対してはそれを当然に違法とはせず、受忍限度の判断に差止めの成否を委ねる立場を採っている。
- 42) 淡路剛久「廃棄物処分場をめぐる裁判の動向 — 人格権としての平穏生活権の進展 —」環境と公害31巻2号（2001年）9頁参照。
- 43) 五十嵐清『人格権法概説』（有斐閣、2003年）19頁参照。
- 44) 加藤・前掲注（20）188頁以下参照。
- 45) 直ちに差止めが認められるといっても、被害の程度に関して疾病と不健康の状態の差異をいかに掌握するか、つまりどのような状態をもって健康被害が生ずる高度の蓋然性があると判断するか、身体権と他の権利が抵触する場合いかに調整するか等を考えると、ある程度、受忍限度的な総合判断をせざるをえないから、全く利益衡量の要素を排除しているわけではない。
- 46) 平穏生活権について詳述した論稿として、須加憲子「高度な危険性を有する（バイオハザード）研究施設による『不安感・恐怖感』と『平穏生活権』について — 国立感染症研究所実験等差止事件を契機として —」早稲田法学78巻1号（2002年）167頁以下がある。
- 47) 東京高判昭和62年7月15日判例時報1245号3頁。
- 48) 須加・前掲注（46）173頁は、損害賠償請求の保護法益としての平穏生活権については、比較的古くから用いられていると指摘する。
- 49) 淡路・前掲注（42）9 - 10頁。
- 50) 淡路・前掲注（42）12頁。
- 51) このような解釈は、プライバシーを平穏生活権として捉える見方を視野に入れずに成り立っているように思われる。通常、平穏生活権とは、プライバシーや平穏な家庭生活の侵

害等、身体権に直結しない生活妨害も含む精神的平穩を享受する権利であると解されているから、この一般的理解と当該解釈には隔たりがあるといえよう。平穩生活権としてのプライバシーの権利については、潮見佳男『基本講義債権各論Ⅱ不法行為法』（新世社、2005年）185頁以下が詳細である。

- 52) 潮見・前掲注(25) 60頁。引用部分は、暴力団事務所が存在することにより周辺住民の生活の平穩が害されているとして、事務所としての建物の使用差止め、その他の法的救済を求めた事案についての論述であることに注意を要する。
- 53) 潮見・前掲注(25) 61頁は、「この問題は、暴力団以外の団体・自然人の行動により生活の精神的平穩がおびやかされたり不安感が惹起・憎悪されている場合の法的処理に関する問題にもつながるひろがりを見せている」と言及する。
- 54) 須加・前掲注(46) 182頁は、裁判例において平穩生活という概念が利用されてきた場面とその発展をたどることにより、平穩生活権が果たす役割を次の5点にまとめている。すなわち、①差止請求の根拠、②プライバシー侵害事例のような純粋な精神的平穩の保護、③家庭生活に関連する平穩の保護、④身体、生命に直結した精神的平穩の保護、⑤身体、生命に直結しない精神的平穩の保護、である。
- 55) このように絶対権に利益衡量を安易に取り込むことは、平穩生活権を絶対権と位置づけることの意味を喪失させることになるだろう。
- 56) 疾病の判定、身体権と他の権利との調整等においては、ある程度、受忍限度的な総合判断をせざるをえないから、全く利益衡量の要素を排除しているわけではない点に留意すべきである。このように完全には利益衡量を排除できないのであるが、権利侵害をもって直ちに差止めを認容する要保護性の強い人格権と利益衡量によって違法性を判断する生活利益を対置させ、利益衡量が決定的に機能する場面を明確にすることにより、法的安定性を確保することは有益であると考えられるのである。
- 57) 生活利益秩序に属すると把握するからには、問題になっているのは平穩生活権という「権利」の侵害ではなく、精神的平穩を享受する生活利益の侵害であると理解すべきであろう。
- 58) 飲用水の利用であれば人格秩序、生活用水の利用であれば生活利益秩序、灌漑または工業用水の利用であれば財貨帰属秩序というように、水の利用はその目的に応じて属する法秩序が異なるから、水利用の要保護性についてもこの秩序類型に沿った形で段階的な構造を有することになるといえよう。
- 59) 厳密な意味において「権利」概念を用いるならば、平穩生活権および浄水享受権を「権利」の一種として捉えることには違和感がある。「権利」概念に利益衡量を持ち込んでいるからである。しかし、裁判例は、利益衡量によって人格権の外延部分を画定しているため、「権利」概念を厳密な意味において捉えていないことは明らかである。裁判例で形成されてきた平穩生活権および浄水享受権は、このような立場を前提とした権利であることに注意を要する。

【付記】 本稿は、第15回民事法研究会（2005年9月8日開催）における報告に加筆・訂正したものである。席上、諸先生方から多数の有益なご教示を頂戴したことに対して、心から謝意を表す次第である。